

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6 - 53191	音響用テープ記録機器等部品

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H4 - 439	—	テープレコーダー等部品及び付属品

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6 - 5291	ディスク記録機部品
H6 - 53291	映像用テープ記録機等部品
H6 - 549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品
H6 - 591	情報記録機器等部品
H7 - 2191	音響情報記録再生機器等部品

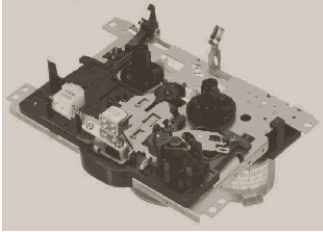
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
テープレコーダー用取付け具	テーププレーヤー用取り付け具	テープレコーダー用テープ駆動機

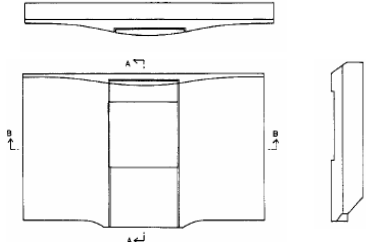
定義

音響用テープ記録機器等のみ構成するために使用する部材を分類する。

登録1079497号
「テープレコーダ用テープ駆動機」



登録904453類似2号
「テープレコーダのカセット装填部用蓋」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

< H6 - 5代の各部品・付属品分類と、H6 - 591、592との関係 >

- ・何れの記録機において使用するのかわ不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6 - 591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6 - 591へ。
- ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

過去に分類した物品の名称	
車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台	テープレコーダーのカセット装填部用蓋